

平成18年度
予算編成方針

平成17年10月
豊見城市

平成18年度予算編成方針

平成17年10月25日

豊見城市長 金城 豊明

1. 国、地方の財政状況

国は、「平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」（平成17年8月11日閣議了解）において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（以下、「基本方針2005」という。）を踏まえ、平成17年度に続き、歳出改革の一層の推進を図ることとし、一般会計歳出の水準を実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化することを決定しました。

このため、従来にも増して、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化、効率化を実施することにより、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとしています。

地方財政については、景気の緩やかな回復や定率減税の縮減等の税制改正によって、地方税が微増となる見込みであるが、住民ニーズの多様化による行政需要の拡大や少子・高齢化対策による社会保障関係費及び公共投資に係る公債費等の義務的な経費が増大する状況になります。

また、国が示した地方財政に関する各種方針においては、「基本方針2005」を踏まえ、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、給与関係経費、投資的経費、一般行政経費等の歳出全般について徹底した見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制し財源不足の縮小に努めるとともに、地方団体の自助努力を促していくことを進めています。

このような状況下において、平成15年度から実施された「三位一体の改革」は、国庫補助負担金の一般財源化や地方交付税の削減等により、地方自治体の財政運営に大きな影響を与え、多くの自治体で財源不足が生じ、基金を取り崩すなど、地方自治体の財政状況は、さらに厳しさが増大しています。

2. 本市の財政状況

国・地方を通じた最大の構造改革となる「三位一体の改革」については、いまだ国と地方との意見が対立している部分が多く、今後もその動向には十分注視していく必要がある。依然その先行きは、不透明な状況ながら、増大する国債残高の動向など現下の国の財政事情を考慮すると、税財源の移譲に過大な期待を抱くことなく、引き続き節度ある行政運営を行うことが必要である。一般行政経費・投資的経費の抑制、受益に対する市民の適正負担など、地方財政計画を通じて、国からも地方行政のさらなるスリム化、自己改革努力が求められてくる。

本市の財政状況については、歳入面では平成18年度に予定されている税制改正等により市税の一定の増収が期待できるものの、歳出面では急がれる都市基盤の整備、拡大を続ける扶助費等、幅広い行政需要が求められており、その財源を確保するためには今後も引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

3. 平成18年度予算編成の基本方針

このような状況の下で、平成18年度の予算編成においては、財政健全化を強力に進める中で、経常的経費の徹底的な見直し、各種経費の削減を図るとともに、政策的経費については、諸事業の峻別・優先づけを行った「第6回実施計画」（平成18年度～平成20年度）の範囲内の要求とし、財源の重点的・効率的な配分に努めるなど創意工夫による事業展開に努め、将来を見据えた堅実で節度ある財政運営を行っていくことが必要であります。そのためにも職員一人ひとりが経営感覚を持ち、英知を結集し予算編成を行う必要があります。

なお、予算編成の手法については、引き続き「枠配分方式」を行い、各所管部の主体性の確保と予算執行の効率化を図ります。全ての事務事業について、社会経済情勢や行政の果たすべき役割の変化に応じた見直しを行った上で、平成18年度の予算見積要求を行うこと。

また、所管における事務事業について従来の発想から脱却し、徹底したコスト意識を持って事業の再構築に取り組むとともに、限られた財源を必要に応じて市民満足度を得られる事業へ移し、市民の視点で目的を実現するため最も効果的な予算となるよう、下記により積極的に調整を図ること。

記

各部においては、所管に係る施策・重点項目・事業推進の方針等、予算編成の基本的考え方を策定するとともに、次の各項目に掲げた事項について留意し、予算の見積要求にあたっての具体的方策を明らかにすること。

(1) 徹底したコスト削減

- ① 厳しい財政状況の中で、市民の理解と信頼を得るためには、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的で効果的な行財政運営に取り組み、一般家庭や民間企業における経費節減に見習い、徹底したコスト削減を図ること。
- ② 将来に渡って収支の均衡を保つよう財政の健全化に配慮し、経費の徹底した節減合理化と事務事業の見直しを図り、なお一層のコスト削減の意識をもって事業費を見積ること。
- ③ 職員配置（嘱託職員・臨時職員等含む）についても、簡素で効率的な体制を早期に構築するため、徹底した見直しを行うこと。

(2) 積極的な財源確保

- ① 市税や国民健康保険税、各種使用料等の収納率の向上対策を図ること。
- ② 使用料・手数料については、受益者負担の適正化に努め、他の市民との公平を欠くことのないよう、サービスに見合った負担となるよう見直しを図ること。
なお、必要に応じて、早急な条例改正等も視野に入れた対応をすること。
- ③ 国基準や県内市町村に比べて、受益者負担の低いものについては、早急に適正な料金に見直すこと。

(3) 補助事業について

- ① 補助事業については、中長期的視点に立った施策の展開が必要であり、事業の必要性、緊急性、効果等を十分勘案し、「第6回実施計画」に基づき見積もること。
- ② 「三位一体の改革」等による地方分権によって税源移譲があった場合、移譲財源の範囲内での事務を行うこと。
- ③ 補助事業において、制度上の基準や徴収すべき個人負担等が定められている場合に、この基準を超過して市独自に上乗せしているものは、漫然と継続するのではなく、昨今の状況下で真に必要なか十分に検証した上で見積もること。
- ④ 国・県において、制度の廃止や縮小が行われた場合は、原則として本市においても同様とし、安易に単独事業として継続させないこと。
- ⑤ 市単独で実施している事業において、補助事業への振替が可能なメニューを積極的に導入し財源確保に努めること。

(4) 補助金等の見直し

- ① 市が単独で補助金を支出している団体及び振興補助金については行政改革本部で決定された方針に基づき要求すること（原則として新たな補助金は認めないが、やむを得ず新設の必要がある場合は、スクラップ&ビルドで対応すること）。
- ② 市社会福祉協議会や市商工会などへの業務委託や運営費補助等については、当該団体の組織、職員定数や業務の執行について徹底した合理化・効率化を求め、コスト削減を図るとともに、企業理念の徹底により経営の改善を図るよう求めること。

(5) 行政改革の推進について

- ① 平成16年4月に策定した第3次行政改革に基づき、あらゆる分野の経費節減に最大限の努力を払い、多様化する行政需要に応えられるように努めること。
- ② 平成15年度から試行している事業評価に基づき、目的と成果を明確にした上で事業の在り方や方向性について点検を行うなど、全ての事業見直しについて積極的に取り組むこと。
- ③ 各種ボランティア、NPO（民間非営利組織）団体との連携を含めた官民の適切な役割分担の推進や指定管理者制度の導入など、事業手法について十分な検討を行うこと。

(6) 特別会計の健全化について

特別会計については、それぞれの設置目的等を再確認のうえ、「独立採算の原則」を十分認識し、健全経営の観点から事務事業の合理化、効率化に努め、受益者負担の適正化を図り、公平な費用負担を確保し、健全経営に努めること。

一般会計からの繰出金については、一般会計が負担しなければならない経費以外の負担は大変厳しい状況にあり、財源不足を安易に一般会計に依存することのないよう実態の把握に努め、一般会計に準じて予算編成を行い、歳出経費の削減に努めること。

(7) 事務事業の見直し

- ① 事務事業については、前例や慣例にとらわれた「現状維持の行政」ではなく、常に市民の視点で事業効果を検証し、新しい発想で必要性・緊急性・費用対効果の観点から見直しを行うこと。
- ② 新規事業及び既存の事業は、次の項目により総点検を行い見直しを図ること。
 - ア 市民は必要としているか。
 - イ 行政が行わなければならないものか。
 - ウ 国、県、市、民間のいずれが担うべきか。
 - エ 民間に任せることはできないか。
 - オ 事業を導入、継続した場合、どの程度の効率性を上げることができるか。
 - カ 厳しい財政状況の中で賄うべきものか。

(8) 国の地方財政措置等への対応

現在、国の「三位一体の改革」により国庫補助負担金の削減、交付税の改革、財源移譲が進められているが、現時点では、改革の全体像は示されておらず、また、国の予算及び地方財政計画等も未確定である。その中、平成18年度予算編成は、現行制度を前提とするが、予算見積もりにあたっては、国・県の動向に細心の注意を払い、国・県の方針が明らかなものは可能な限り当初予算に反映させること。

特に、国・県の新たな制度や事業、補助制度廃止等で一般財源が新たに必要になる場合は、当初予算に反映できるよう情報収集に努め対応すること。